

## 2003年の新たな年は、

## 原発を主軸におく日本のエネルギー政策を転換させる年に

### 美浜事故から12年 関電交渉を行います 多くの参加を

2月10日(月) 午後6時から

関電本社前集合(午後6時)

「話し合いにご参加を」 原子力文化振興財団に 講師派遣を依頼しました。

講師として 「元日本原電 渡辺 一雄氏」

2月23日(日) 午後2時～5時

### 「阪神淡路規模の大地震が起こっても 原発の維持基準は大丈夫か？」

中小企業文化会館(地下鉄谷町線「四天王寺」駅下車 徒歩7分)

阪神淡路大震災から8年が経ちました。この直下型の地震は、原発の今までの耐震設計ではたして大丈夫なのかが問題となり、国は検討分科会を設け、検討しています。

そんな中、「ヒビがある原発を修理しないで運転してもいい」というとんでもない基準をつくらうとしています。

東電の不正事件でデタラメな検査が問題になっているにもかかわらず、国は、安い原発をめざして、ヒビがあっても原発を動かす方向にはしています。

このような問題について原発を推進する方々と話し合いをもちます。

みんなで参加して、疑問を出し合い、原発推進姿勢を追求していきましょう。

1月27日、若狭ネット福井の方から嬉しい電話がありました。もんじゅ裁判で完全勝訴の報告でした。国の原発・核燃料サイクル政策を見直す新たな年の到来を予感させます。

大阪ガスは、家庭にコージェネレーションを宣伝し、分散型電源の導入、神戸製鋼の火力発電、燃料電池開発など、ちまたでは、脱原発にいやおうなく向かっているのではと思わせ

ます。しかし、国は、あくまでも原発を主軸にし、原発・核燃料サイクル推進をと声高に叫び、「原発促進法」まで出そうとしています。

#### 原発の維持基準は、より危険な方向へと進む

昨年、東京電力のでたらめ、ごまかしの自主点検の実態が暴露され、安全基準など守らず徹底した経済最優先の原発運転の実情を明

らかにしました。しかし、東電は、「もともとの基準が厳しすぎたからだ」といなおり、国も「少々ひびが発生しても修理をせずに原発運転を続行できる『維持基準』を導入すること」を決めました。

いちいち修理していたら、原発はますます高くなるからなのです。アメリカが採用している原発の維持基準を日本に適用しようとしています。

そもそも日本の原発が高くつくのは、アメリカと違い、地震に対する耐震設計を考えなければならないからです。今回の維持基準は、最近の日本で頻繁に起こっている地震にたいして、本当に大丈夫であると言えるのでしょうか。2月23日には原子力文化振興財団から原発推進学者を招き、徹底討論をしていきたいと思えます。ご参加をお願いします。

### **ここ数年内に東海、南海大地震が起こる!?**

最近、地殻変動が現れ、また過去のデータから東海地震、南海地震が起こることを警告しています。大地震が起こっても、大災害は、人間の英知で避けることはできるはずですが、しかし、原発が運転されているかぎり、はたして大災害を防ぐことが本当にできるのでしょうか。原発立地点では、原発は地震で本当に重大事故を起こさないのか、ひび割れていて大丈夫か、原発周辺で次々と再評価される活断層の存在などが大問題となってきています。原発を1日も早く止めていかないと、大変な事態に遭遇してしまうのではないのでしょうか。

### **敦賀3・4号炉建設計画**

若狭の原発では、昨年12月に福井県知事と敦賀市長が敦賀3・4号炉増設に事前了解しました。何とか建設工事の仕事で少しでも潤いたいという強い意向が働いているようです。また、知事は舞鶴若狭自動車道の認可を原発増設の取引きにするなどして、地元の利益誘導に躍起となっています。なりふり構わぬあさま

しき姿に何とも言えない哀れさを覚えます。

しかし、その矢先、この電力の5割を購入する予定だった関電側が、購入契約を渋り計画を3年先送りするということが毎日新聞に報道されました。建設する側の日本原電も10数年先の電力需要の見通しも立たず、経営がはたして順調に進むのか、まだまだ先行きは不透明です。敦賀増設計画は、まだまだ難題が山積みです。必ず阻止できます。

### **もんじゅ勝訴からプルトニウム利用計画撤回へ**

1月27日、もんじゅ訴訟で高等裁判所は「もんじゅ設置許可は無効」の判決をだしました。もんじゅの安全審査は全面的なやり直しが必要であるというものでした。

この勝利をバネに、国に対して原発・核燃料サイクル政策の根本的見直しを迫る運動を広げていきたいと考えます。明るい展望が広がってきています。プルトニウムを利用するプルサーマル、ふげん、もんじゅと、全ての計画がとん挫しています。プルトニウムを取り出す六ヶ所再処理工場も6月のウラン試験を中止させ、再処理そのものをやめさせましょう。

もんじゅの運転再開を目論む「核燃機構」はとんでもないところです。国の税金で県議、市議などに飲酒接待をしていたり、周辺自治体に莫大な寄付をおこなっていたことが暴露されています。「核燃機構」の体質を徹底的に追及していかねばなりません。

国は、高レベル廃棄物の地層処分地の候補地の公募を始めました。各地の自治体の動きに注意が必要です。

原子力教育支援事業交付金問題もようやく教職員組合の中で問題になってきています。国の学校教育への不当介入を許さない闘いとして引き続きがんばります。

2月9日に美浜事故12年を迎えます。私たちは関電交渉を継続し、原発推進姿勢を追及し続けます。2月10日に関電交渉を行いますので、申し入れを持って、ぜひご参加下さい。

# こんなことがあっていいのです。「もんじゅ」設置許可無効

石地 優

舌をかみそうな高速増殖炉やFBRという言葉より「もんじゅ」という言葉が、私たち福井県民にはしみ通っています。あの悪名高き「もんじゅ」の国が下した許可処分が無効とされました。

1月27日名古屋高裁金沢支部で原子炉設置許可の無効確認を求めた行政訴訟の控訴審判決があり、川崎和夫裁判長は住民側の訴えを認め、一審判決を取り消し、国の設置許可を無効としました。

私は幸運にも原発裁判ではじめて住民側が勝つという歴史的瞬間に立ち会うことが出来ました。今まで何度も裁判の傍聴に行き、クジを引きましたが、一度も当たったことがなかったのに今回難関の5倍の倍率を突破し傍聴することが出来ました。川崎裁判長と2人の裁判官が出てこれ、裁判長から判決が延びたことの謝罪や判決骨子が5枚、要旨が50枚あるので、「判決文をじっくり読んで欲しい」という前置きのあと、「原判決を取り消す。許可処分が無効であることを確認する」と主文を読み上げました。傍聴席から「よしっ」というかけ声と拍手がわき起こった。

ほんの短い一時であったが、もんじゅ訴訟に関わった人にとっては苦節17年余が報われる至福のひとつときであったでしょう。法廷を出る時、一審の判決の時には「バカたれ」とつぶやきながら出ていきましたが、今回は目頭を熱くしながらの退廷でした。日本の司法にも正義はあったのだ。私は今回の判決で裁判への認識が変わりました。「三権分立など無いと思っていたのが・・・あったのです。」

今回の判決は通常は無効確認訴訟に必要とされた明白性を不要とした点と、原子力安全委員会の安全審査を痛烈に批判した点に特徴があるといわれています。重大な事故が起きたら住民に取り返しのつかない生命・財産に

影響を及ぼすことを現実視してくれた判断と国の安全審査はいい加減とはっきり示してくれました。

裁判所が進行協議という進め方をすることにより膝をつき合わせた話し合いにより深い見識を持ったことが今回の無効判決につながったと言われています。弁護団は「判決文は自信に満ちたものであることが伺われる」と報告集会で述べていました。まともな考え、判断すれば画期的といわれる今回の判決も当然の帰結となるということでしょう。報道によると「今回の判決について立場を問わず一様に予想外」との思いを述べています。世間はまだまだ当たり前のことが当たり前になっていないということでしょうか。改めて川崎裁判長の決断に敬意を表します。

さて、もんじゅはどうなるのでしょうか。国は「もんじゅの再会に向けて努力していく」という基本姿勢は変わらないと言っていますが、改造工事に着手するかどうかは地元の了解が不可決です。その判断は4月に行われる選挙で選ばれる新しい知事がするものと思われま。誰が知事になるかも問題ですが、誰がなるろうとももんじゅを動かさない廃炉にする県民の思いを大きくし、ぶつけることが大切になります。報告集会で最近もんじゅ訴訟に加わった地元の若い弁護士の方2人が「もんじゅ廃炉に向けて運動面で頑張っていきたい」とのコメントに希望を感じました。

もんじゅがこければ核燃料サイクルがこけます。2月3日に開かれる「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」のいくえや、それに伴う県の判断、もんじゅの原子炉設置変更許可処分に対する異議申し立てのいくえなどに注目し運動を大きくすることが求められています。

私の知り合いの息子さん（今春卒業予定）がもんじゅ判決のニュースを一生懸命見てい

たそうです。「親しい友達がもんじゅ関連の会社に就職が決まっているので、この先どうなるのか」と心配していたようです。もんじゅ判決

の波紋は色々な所に広がっています。

国は上告すること、税金を使つての悪あがきはいい加減にしてほしいものです。

## 1月31日 緊急の申し入れをおこないました

私たちは、もんじゅ裁判判決を受け、1月31日、次の3者に対して緊急申し入れを手渡しました。

### 原子力安全委員会委員長 松浦祥次郎には、「もんじゅ」の安全審査結果を全面撤回し、「もんじゅ」を廃炉にするよう首相へ勧告して下さい

1. 原子力安全委員会として判決を真摯に受け入れ、もんじゅに関する設置許可申請から昨年12月12日の設置変更許可申請に至るすべての許可申請に対し「妥当」とする判断を全面撤回して下さい。
1. 司法判断に従い、もんじゅを廃炉にするよう小泉首相へ勧告して下さい。

### また、文部科学大臣 遠山 敦子には、「もんじゅ」関連予算の執行を停止し、廃炉にして下さいプルトニウム利用政策を抜本的に転換して下さい

1. 貴職は司法判断を真摯に受け入れ、最高裁へ上告しないよう経済産業大臣に提言して下さい。
2. もんじゅに関する120億円(国庫債務負担行為196億円を含め316億円)の今年度研究開発予算の執行を直ちに停止して下さい。もんじゅに関する電源立地勘定からの交付金など一切の予算執行を停止して下さい。来年度研究開発予算122億円(国庫債務負担行為7.6億円を含め130億円)などもんじゅ関連予算を全額削除して下さい。
3. 核燃料サイクル開発機構の会議費・寄付金等を全面公開して下さい。
4. もんじゅを廃炉とし、高速増殖炉開発から撤退して下さい。再処理・プルトニウム利用政策を中止し、関連する研究開発から手を引いて下さい。ドイツやベルギーにならって脱原発政策へ転換し、原子力予算を大幅削減し省エネ技術・再生可能エネルギー開発予算へ回して下さい。

### そして、経済産業大臣 平沼 赳夫には、許可処分を取り消し「もんじゅ」を廃炉にして下さい。プルトニウム利用政策を抜本的に転換してください

1. 貴職は被控訴人として司法判断を真摯に受け入れ、最高裁へ上告しないで下さい。
2. もんじゅ設置変更許可申請に対する原子力安全・保安院の昨年5月7日の許可を取り消して下さい。
3. もんじゅの設置許可を取り消し、廃炉とし、高速増殖炉開発から全面撤退して下さい。六ヶ所再処理工場のウラン試験を中止し、稼働させないで下さい。プルサーマルをはじめ、一切のプルトニウム利用政策をやめて下さい。
4. 原発新增設を中心に据えたエネルギー政策を中止し、ドイツやベルギーにならって脱原発政策へ転換して下さい。省エネ・再生可能エネルギーの大幅拡大・普及および産業・都市・交通におけるエネルギー消費構造の転換を柱とするエネルギー政策を実施して下さい。

## 3年間で 約1億5000万円ものお金を飲酒接待費に！

山崎 隆敏

既知のように、核燃料サイクル開発機構の敦賀本部が高速増殖炉「もんじゅ」などの研究開発費からマスコミ・議員などの飲酒接待費（会議費）に流用していた事実を、週刊プレイボーイ誌が10月29日号でとりあげました。それを受けて10月30日、北川れん子衆議院議員が国会でこの問題を質したところ、文部科学省は核燃機構に対して事実関係の調査を指示しました。核燃機構は、11月15日にその報告をおこない、地元議員やマスコミ関係者との会食（00年度の〔敦賀本部の会議費〕）55件の支出370万円のうち34件（約248万円）に2次会や高額飲食など内規違反があったことを認めました。さらに12月6日、敦賀本部長など3名に減給、敦賀本部業務統括部長など4名に戒告処分がなされ、会食に参加していた理事長以下9名に会議費の一部返還の命が出ました。文部科学省や核燃機構の以外なほどのすばやい対応に驚かされましたが、これで危うく一件落着となるところでした。

実は、00年度の〔敦賀本部の会議費〕合計額は1,529万円もあることが、北川れん子事務所を通じて文部科学省から後日入手した資料で判明しました。先に私たちが問題にした55件370万円は、福井県議・敦賀市議・マスコミとの会食分に過ぎず、残りの1,159万円については調査がなされないままです。核燃機構は、「文書保存年限は1年であり、55件以外のものについては、決裁文書、会議開催申込書が既に廃棄されており、出席者の特定が不可能なため」55件のみについて調査をした旨を報告しています。つまり、残りの1,159万円が誰が接待を受けたかは闇から闇ということなのでしょう。

ただし〔敦賀本部の会議費〕とは、〔敦賀本部・福井事務所における自治体（福井県、県内各市町村）職員、議員及びマスコミ関係者に対する会議費〕のことですから、1,159万円は、おそらく自治体（福井県、県内各市町村）職員との会食に充てられたものと考えられます。

しかも、先に内規違反があったと判断した34件約248万円分については、核燃機構が自己基準で調査したものにすぎません。私たち市民の常識で見れば、55件のうち会議の体裁をなしているものは、4月27日の「福井県報道責任者会議との懇談会」の1件しかないので、自治体（福井県、県内各市町村）職員との会食に充てられたであろう1,159万円は、市民の常識に照らせばすべて不適切であると考えられます。決裁文書、会議開催申込書が既に廃棄されているなどという回答で済まされる問題ではありません。それにしても、自治体（福井県、県内各市町村）職員との会食に充てられていたことが事実とすれば、これは「地方公務員の綱紀の粛正」に抵触するものです。ちなみに今回、旧科学技術庁の職員2名が会食に参加しており、国家公務員倫理法に違反したかどで処分されています。

さらに、00年度の〔核燃サイクル開発機構の会議費〕は、4,430万円（そのうち〔敦賀本部の会議費〕は1,529万円）であることがわかりました。文部科学省が北川事務所に提出した資料によれば、98年度が1,121件5,405万円（敦賀276件1,200万円）、99年度が1,105件5,296万円（敦賀353件1,825万円）01年度が235件1,098円（敦賀38件139万円）です。ここには核燃開発機構が発足した96年から97年度（さらには旧動燃時代）の資料はありませんが、98年以降の3年間で約1億5000万円ものお金を飲酒接待費に注ぎ込んできた異常さに驚かされます。核燃機構は「もんじゅの理解促進活動に必要な経費である会議費を当該研究開発に係る予算から支出することは、認められる範囲と考えており流用ではない」と手前味噌に釈明しつつ他方で、「敦賀本部の会議費は02年度（9月末時点）は約43万円に改善された」と誇らしげに報告していますが、これはそれまでの会議費の用途のほとんどが不適切であったことを自白しているようなものです。

# 原発の維持基準 --- どこが問題？ ここが問題！

原発の機器や配管がひび割れていても修理せずそのまま運転するための基準 = 「維持基準」の検討が経済産業省で始まりました。昨年末に反対を押し切って維持基準を導入するための法律を制定しておきながら、その施行は 1 年以内となっています。導入すべき維持基準が存在しないからです。逆に言えば、何が何でも 1 年以内に維持基準を制定し、施行するというスケジュールを先に決めたとと言えます。立地点住民や国民の合意の得られる「維持基準」があるとすれば、それを決めてから法律を作るのが本来の姿です。そうしなかったのは、政府が今検討中の「維持基準」では、ひび割れた老劣化原発では新設時より安全基準が緩くなるという とんでもないダブルスタンダードになって、検査が甘くなり、国民の合意が得られない恐れがあったからです。

維持基準は今、経済産業省の総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 原子炉安全小委員会 基準評価ワーキンググループで検討されていますが、そこでも、「合理的・科学的な説明、容易で分かりやすい説明が求められる。」「技術的な内容が現実の設備で『本当にそうなっている』ということを確認できる仕組みとなっているか」、「非破壊試験の検出限界と評価不要欠陥寸法の関係や欠陥の合体など」が議論されています。とはいえ、3月末までに結論を出し、電気事業法省令62号、告示501号に取り込むスケジュールがすでに決まっていますので、「出来レース」が演じられる恐れがあります。そうさせないために、圧力をかける必要があります。

ここでは、私たちの懸念している最も重要な問題点を、今検討中の維持基準案 = 日本機械学会の「発電用原子力設備規格維持規格（維持規格2000）」とその改訂版「維持規格02」 = に即して指摘します。

**耐震設計審査指針では「変形が残らない」「変形しても機能が保たれる」ことが基準、維持基準では「き裂で破断しない」ことだけを求めており、安全評価の基準が緩い**

原発の新設時には、耐震設計審査指針を満たす必要があります。そこでは、「死の灰」の詰まった炉心がドロドロに融けるのを防ぐため、最強地震が起きても原子炉容器や一次系配管に変形が残ることは許されていません。最強地震より厳しい直下地震など想定しうる限界地震に対しても、機器の機能が保てなくなるほどの変形は許されていません。制御棒が炉心に挿入できなかつたり、原子炉容器や一次系配管が破壊されることはもちろん、変形して冷却水の流路がふさがれたり、ECCS配管や大小の枝管との継ぎ目に隙間ができて冷却水が漏れることは許されません。弁の開閉ができなくなってもダメです。

ところが、現在検討中の維持基準では、き裂などの欠陥が大きくなっても「機器が破壊されなければよい」としており、これらの大きな変形や危険な異常事態でも許されるのです。

このように、維持基準では現行の耐震設計審査指針等とは異なる判断基準が用いられています。そのため、維持基準では「安全率」を設定して、耐震設計審査指針における許容限界に近づけているかのように見せかけています。その一例を示しましょう。

維持規格2000では、原子炉容器の許容基準の説明で、破壊が生じる力に対して1.41倍の安全率を考慮しており、耐震設計における1.5倍の安全率と整合させているとしています。ところが、ここでは、限界地震における終局強度に対する安全率しか問題にしていません。「最強地震に対し変形が残ってはならない」という耐震設計の基準では、終局強度(最小引

張強さ)よりかなり小さい「降伏応力」を超えてはいけないこととなりますので、安全率を炭素鋼で1.6～2.2、ステンレス鋼で2.7～3.5に大きくしなければなりません。これに比べると維持基準で設定されている安全率は半分程度にすぎません。これでは、耐震設計の安全率と整合させているとはとても言えないはずです。

しかも、この安全率の議論は、終局強度と呼ばれているものが維持基準と耐震設計とで異なるため、数字だけでは評価し切れません。維持基準では「流動応力」と呼ばれる「き裂が進展して材料が不安定破壊する限界の応力」を終局強度としていますが、耐震設計では材料に欠陥がない場合の最小引張強さを基準としています。流動応力は欠陥の種類によって異なり、複数の欠陥が相互作用する場合などでは正確に求められません。そのため、最小引張強さと降伏応力の単純平均値とする場合もあるなど許容基準そのものが不確定です。耐震設計の基準と本当に整合するような「安全率」を定めることができるかどうかは、それ自身が検討課題だと言えるのです。

### **新品より老劣化している方が地震に対する揺れが大きくなるが、それを解析できない**

原発は地震に対しビリビリ揺れてもユッサユッサとは揺れないよう、剛構造に作られています。材料を厚くし、蒸気発生器や配管では至る所を支持具で固定しています。これによって、機器の固有周期は0.1～0.4秒と短くなっています。そのため、直下地震ではこのレベルの短周期の地震波が集中的に襲い、原発が激しく揺れて破壊される危険が高いのです。

他方、剛構造に作られた原発では、機器がひび割れたり、配管の支持具にガタがくると機器や配管の固有周期が少し長くなり、その分だけ揺れが大きくなります。この大きな揺れでさらにき裂が進んだり、支持具が一層緩んだりすると、さらに一層揺れが大きくなって破壊が進み、最悪の事態に進みます。

この危険性を強調したのは他ならぬ大崎順彦氏、原発の耐震設計審査指針の応答スペクトルを提案した学者です。剛構造になるように設計し施工しているため、その通りになっていないと、設計時に想定した以上の力が働き、破壊される恐れが高まるのです。新品でも危ないのに、老劣化しておれば、地震応答が大きくなり、一層危険です。維持基準では、き裂が全周の1/6（場合によってはそれ以上）、深さが材料の肉厚の3/4まで達していても容認されます。これだけ大きなき裂が入っておれば、固有周期が新品のときよりかなり大きくなるはずです。

ところが、ひび割れたり、支持具が緩んだりしている機器の地震応答を解析する技術がないのです。現在は、原発の複雑な構造を単純な質点系のモデルに置き換えて計算しているだけです。欠陥をモデルに組み込んで、その欠陥が地震動でどのように拡大し、それが機器の固有周期にどのような変化をもたらし、揺れがどのように変わるのかを動的に解析することはできません。だから、老劣化した機器に地震でどのような力が働くのかを正確に解析することができないのです。

地震時に作用する力を新品状態の機器について計算し、その値をそのまま欠陥のある機器に用いて地震時の耐震性を評価したらどうなるでしょうか。揺れの大きさが実際より過小評価されます。その結果、欠陥のない新品時と比べ、耐震性の安全基準が緩くなるのです。

先に述べたように、耐震性の許容基準の考え方が違うことと併せて、地震による揺れも過小評価されるため、安全基準が二重に緩くなるのです。これでは、明らかにダブルスタンダードです。新設時より老劣化した機器で耐震性が甘くなるというひどい基準が維持基準として採用されようとしているのです。

この維持基準は米国で採用されているものです。米国では地震の起こりにくい場所に原発が建っているため、耐震性にあまり敏感に

なる必要がないかもしれませんが。しかし、近々大地震が起こると警告されている日本で、それをコピーして使うのは危険です。日本独自に耐震性を再評価することこそが必要です。

新品の原発に対する今の耐震設計審査指針ですら直下地震を過小評価しており、阪神・淡路大震災をもたらしたマグニチュード7.2クラスの直下地震に原発が耐えられるよう抜本的な見直しが必要です。ましてや、それより緩い基準を維持基準として採用し、ひび割れたままの運転を認めるのは極めて危険です。

### **欠陥の状態や進展が正確にわからないのに 正確にわかることを前提とした維持基準**

維持基準では「ひび割れなどの欠陥の状態を正確に測定でき、欠陥の成長など今後の変化を正確に予測できる」ことが大前提です。

ところが、蒸気発生器細管や圧力容器管台等で用いられる渦電流探傷検査装置では、肉厚の20～40%以上のひび割れでなければ検出できず、超音波探傷検査装置では、溶接部や複雑な構造の部位ではひび割れが否かを判別しにくいのです。強い放射線がひび割れの測定を一層困難にします。そのため、検査技術者の経験と勘に頼っているのが現状です。維持基準の中では、このような検査精度の問題が全く考慮されていないのです。

また、腐食環境の影響、複数のき裂の相互作用、振動、熱や使用条件の想定外の変化など予測できない条件も加わるため、欠陥の成長や変化を正確に予測するのは困難です。

ひび割れの状態や今後の進展予測が過小評価されれば、維持基準を満たしていないのに、満たしていると判断されてしまうのです。

### **維持基準による評価結果は審査されず事業者 任せ、維持基準が厳格に守られる保証がない**

維持基準を導入した法律では、電気事業者が勝手に維持基準を適用して評価すればよく、その結果は誰にも審査されません。審査され

るのは維持基準を適用する事業者内の自主検査体制だけです。これで本当に維持基準を厳格に守るシステムになっているのでしょうか。

東京電力が行っていたように、電気事業者内で書類に残らない検査ルールを作り、それを口述で引き継ぎ、一貫した不正を行えば、誰にも発見されないまま、ずさんな検査とずさんな「健全性評価」が電気事業者の中でまかり通ります。電気事業者の抜本的な体質改善がない限り、電気事業者まかせの健全性評価基準を導入することは、検査体制の一層の骨抜きにつながるだけです。

原子力安全・保安院は経済産業省管轄のままで、原子力推進行政と不可分一体です。事業者の自主検査と健全性評価をチェックする体制もなく、立地自治体や原発周辺住民、さらには原発に批判的な国民の意見が反映させるシステムもありません。

4月に設立される独立行政法人原子力安全基盤機構は、電気事業者の定期自主検査体制を審査し、原子力安全・保安院が行うべき定期検査の一部を分担しますが、この独立行政法人には、経済産業省役人が役員として天下りし、原子力メーカーなどの技術者が職員として供給されます。電気事業者に対する検査や審査の大半がすべて身内で行われる体制がつくられるのです。これでは、ずさんな検査体制に拍車がかかるのではないのでしょうか。それを防ぐ手段の組み込まれていないシステムでは、たとえ維持基準が現行の安全基準と同等のものとして作成されても、厳格に運用されない可能性があります。そうならないという制度上の保証は一体どこにあるのでしょうか。

私たちは今、経済産業省の基準評価ワーキンググループや原子力安全委員会に対し、これら問題点への具体的な回答を求めています。これまでの交渉ではすべて「これから検討する」との理由で棚上げにされてきました。これらを不問にしたままで維持基準を策定させてはなりません。最後まで徹底して闘いましょう。



# 迷走し始めた敦賀3・4号炉、闘えや阻止できる！

敦賀3・4号増設計画は、栗田福井県知事と河瀬敦賀市長の年末の事前了解を受け、年初にも進み始めるかに見えました。ところが、毎日新聞によれば、運転開始時期の3年程度先送りを検討していることが1月22日にわかったと言います。日本原電は発電した電力をすべて関西、中部、北陸の各電力へ5:4:10の割合で売っています。その最大顧客の関西電力が供給計画を見直したため、先送りを余儀なくされているということです。事情は中部電力や北陸電力も同じです。

実は、日本原電の買電単価は、原発を持たない電源開発株式会社の火力発電の買電単価より10~30%高いのです。しかも、原発は出力調整できませんので、電力需要の少ない季節や夜間にも買電し続ける必要があります。関西電力などは、不況で電力需要が伸び悩む一方、電力自由化や分散型電源の普及によって電力市場を奪われ始めています。長期にわたる建設期間、巨額の負債と減価償却に耐えられないため自ら原発を建てる体力を失い始めているばかりか、融通性のない原発の高い電力を買う余裕もなくなっているのです。関西電力は元副社長を日本原電の現社長に据え、建設部門へ社員を数十名出向させています。それでも、3年程度の先送りを検討しなければならない状況に追い込まれているのです。

現状では、敦賀3・4号炉が2010年と2010年度以降にそれぞれ153.8万kWずつ運転開始する予定ですが、大阪ガスが安価な泉北天然ガスタービン複合発電所を2008年と2010年にそれぞれ80万kWずつ計160万kWを運転開始する予定です。関電にとってはこれが直接響いているのです。

関西電力が昨年11月に金居原揚水発電計画を中止した時点で、今回の事態は予想されました。金居原は228万kWで、敦賀3・4号炉用

の揚水発電所計画だと考えられてきたからです。建設費4646億円、6年前に電源開発調整審議会承認され、4年前から準備工事に入っていました。用地買収が進まず、結局500億円の特別損失を計上して撤退したのです。

東電問題がまだ終わっていない昨年末に福井県と敦賀市が早々と敦賀増設に事前了解したのは、早くしなければ計画自体がつぶれる恐れがあると感じたからではないでしょうか。

敦賀3・4号炉を巡っては、舞鶴若狭自動車の建設問題も絡んでいます。敦賀3・4号炉の建設費は8300億円(目標7600億円)とされていますが、地元に着くのはその1/7程度、約1200億円にすぎません(毎日新聞12/26)。建設費がさらに削られればそれだけ少なくなります。他方、高速道路ではその建設費の大半、数千億円が地元に着きます。つまり、地元にとっても敦賀3・4号炉より高速道路の方がうまいのです。そこで、敦賀3・4号炉を人質にして高速道路の建設を獲得しようとしているのです。国に対する知事の意見書では、自動車道が着工されなければ、増設計画がどのような段階にあっても「待った」をかけると思惑、日本原電への事前了解文書でも、舞鶴若狭自動車の建設に協力するようあからさまに求めているのです。「これらに対する貴社および国の取組み状況によっては、本計画の推進に協力できないこともある」と。

敦賀3・4号炉の建設主体である日本原電そのものが電力自由化の中で原発の卸発電専業でやっていけるかどうかも問題です。株主の電力会社そのものが、自社の存続をかけて、合理化と負債削減に必死です。日本原電だけがこれまで通りの原発卸発電専業でやっていけるわけがありません。

敦賀3・4号炉計画はまだまだ、阻止できる展望があります。皆の力で阻止しましょう。

文科省来年度予算案 4億9500万円を許すな！ 教え子を原子力の犠牲にするな！

## 教育基本法違反の原子力・エネルギー教育

### 支援事業交付金制度を中止に追い込もう

#### 基本法違反の昨年5月の政令撤廃を求めよう

文科省は今年度に引き続き、来年度の予算案で原子力・エネルギー教育支援事業交付金（4億9500万円）を計上しています。これを阻止し、支援事業制度そのものを中止に追い込む必要があります。

私たちは、2001年12月と2002年2月の文部科学省との交渉で、国策である原子力推進を教育に持ち込むことは教育基本法違反であることを明らかにしてきました。にもかかわらず、文科省は、5月22日に政令を発し、電源特別会計法の施行令改悪を強行しました。原発買収予算を教育につぎ込むという教育基本法違反の「不当な支配」を政令で明文化したのです。来年度予算の全面削除とともに、この政令の撤廃を政府に求め、この制度そのものを中止に追い込む必要があります。

#### 少なかった申請自治体

施行令を改悪した文科省は昨年8月8日、原子力教育支援事業の交付規則を官報に公布し、文科省は各都道府県に申請（今年度は総額4億8300億円）を呼びかけました。しかしこれに応じたのは、8月にトップを切った福井県、続いて茨城県、山形県・鶴岡市、和歌山県に留まっています。

茨城県は原子力の事業所が多いため4500万円も申請しています。その大半は県内の小中高校生全員への「原子力ブック」配布に使われる計画です。福井県は原発などの模型制作に使っています。

原発立地県以外の、山形県・鶴岡市、和歌山県は燃料電池等他の電源の教材作りに使う予定で、何が何でも原子力教育支援事業交

付金を使わせようとの文科省の目論見にはまった格好になっています。これらの自治体の意図は、原発推進教育とは異なるとはいえ、原発推進予算で教材を作るのは問題です。

応募した自治体が少なかった背景には、東電のデータ改ざん事件が各自治体を動揺させたことがあります。また、市民運動が県と交渉したり、複数の教職員組合が教育委員会への取り組みを進めました。今後この動きを各地に広げていく必要があります。

#### どちらの立場に立った教育か？

日教組の教研集会が奈良市で行われ、17分科会では環境・公害教育と食教育の報告・討論が行われました。

大阪からは若狭ネットなどの取り組みが紹介され、日教組本部が昨年10月22日に出した、支援事業交付金の応募について「（自治体に）慎重にするよう申し入れを行うこと」との要請文に関して、なぜ「応募しない」と書かないのかとの質問が出されました。日教組本部は「限りなく反対に近い」との解釈が出され、「本部に持ち帰る」とのことでした。

東京からは推進側の教材に対抗して、原発の危険性やチェルノブイリの被害などを紹介した、絵入りの教材が紹介されました。推進側の宣伝を取り込むことなく反対住民や犠牲者の側にたった教育が必要だと強調されました。

両論併記の教育でなく、立場をはっきりさせた環境・公害教育、食教育を進めるべきだとの熱い意見が各地から飛び出し、最終日には、そういった教材を日教組として取り込む組織をぜひとも作っていかうと確認されました。

教え子を原子力の犠牲者にするな！の声を強め、原子力教育の導入を阻止しましょう。

## データ改ざんはなかった」と、生データ示さず言い張る関電

### マスコミ接待は常識？ 信用失墜し始めた矢先の暴露記事

# もんじゅ勝訴を受け、関電にプルサーマル中止、再処理中止、敦賀3 4号増設中止、原発からの撤退を求めよう

#### 生データは無い、でも不正はない、安心せよ！

12月6日、若狭ネットの呼びかけのもと、関電交渉を行いました。

まず、11月15日に原子力安全・保安院に提出した「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検実施報告書」（中間報告）について、「検査した三菱はデータを持っているか」と聞くと、「ECTについては廃品ということで、メーカー側には生データはないと聞いている。当社は生データは持っていない。工事報告書としてもらう」との重大発言。つまり、今回の中間報告はECT（渦電流探傷装置）などの重要データについても生データそのものがないから確かめようがないのです。そのかわり、工事施工会社の工事記録・工事報告書、関電の工事報告書・自主点検作業の成績書とトラブル水平展開工事の記録という4段階の記録を互いに見合わせて相違がないから大丈夫だと言い張るのです。

こんなひとをバカにした話はありません。三菱と関電の担当者が現場で、あうんの呼吸で、口裏を合わせて同じデータを各社の記録簿に書き込めばデータ改ざんの証拠は消えてしまいます。

東電のデータ改ざんに関しては、相手が欧米人社員を抱える、外国企業GE傘下のGE IIだったため改ざんをあうんの呼吸で行うことは、生活習慣の違いから困難であったことは容易に想像できます。

なお、交換された古い上蓋は中間報告では取り扱わず、最終報告に掲載するとのことでした。

#### 米国の維持基準導入を狙う関西電力

ともかく、何の生データをも示さず不正がなかったとするようでは、全く信用されるわけがありません。

また、関電が米国の基準に従って亀裂の進展速度を2mm/年と想定していることも当日判明しました。

また、高浜2号で唯一抜管した旧上蓋の管台1体で深さ0.25mmの肌荒れが見つかったことについて「亀裂の卵」と称し、予防保全として上蓋交換の意味があったと強く主張しました。しかし、温度の高い上蓋の頂上付近の管台をなぜ抜管せず、一番温度の低い上蓋の端にある管台だけを抜管したのかについては何も答えず、今後も抜管調査する予定はないと居直りました。

また、関電は、米国の維持基準では肉厚の75%まで亀裂が入っていてもよいとされていると居直りましたので、それほど亀裂の進展した管台では固有周期が変わるから地震動で作用する力も変わるはずだ。維持基準ではこれを考慮していないと追及しました。これに対しては後日の電話回答で、管台は分厚い上蓋に固定されているから固有周期への影響は考えなくて良いとの回答を寄せました。しかし、亀裂の入る場所によっては大きな影響が出てきます。この関電回答はそれを暗に認めたものになっているとも言えます。

#### 接待の金額は言わない、一部記事はウソだ！

関電が新聞各社を有馬温泉に接待していた問題では、開き直りました。しかも、それまで寡黙だった3人は一転、口数を増やしわめき

始めました。「当社に理解を頂くための施設見学に行ったついでに寄ったもの」「(万6千円と言われる)宿泊等の金額は答えられない」「常識の範囲内だ」などと屁理屈を並べるだけ。公益企業として説明責任を果たそうなどちっとも考えていません。

それどころが「在阪記者は行っていない」などと記事にケチを付ける始末。謝罪はおろか、「新聞記者への接待は当然。何が悪い」と言わんばかりの居直りで、ケチすら付けるとは、公益事業に従事しているという自覚がないのでしょうか。

これでは、中間報告も今後出される最終報告も、一般庶民は信用しないでしょう。

## もんじゅ勝訴を脱再処理、脱原発へつなげよう

もんじゅ控訴審で原告が勝訴しました。反原発運動の歴史に残る快挙です。これをバネに関西電力に対し、プルサーマルの中止、六ヶ所再処理工場のウラン試験中止、再処理・プルトニウム利用路線からの撤退を求めましょう。また、敦賀3・4号については計画が3年ほど計画が延期される見通しになっています。日本原電の社長に関電の元副社長を送り込み、建設部門に社員を派遣している関電に増設からの撤退を求めましょう。

美浜事故12周年の2・10関電本社申し入れ行動にぜひご参加下さい。

### < 関西電力からの質問への電話回答 >

2002年12月8日に提出した原子炉容器上蓋問題に関する質問及び資料請求に対して、2002年12月27日に関電の小松氏から電話回答がありました。以下は、それを筆記で書き取ったものです。

#### (質問・資料請求の1)

ホームページに掲載された原子炉容器上蓋に関する資料(以下「HP資料」)における「(1)上蓋代替プラント」の「b.検査実績とSCC発生予測」における「運開からのSCC発生予測時間」の予測式をパラメータの値を含めて公開して下さい。この発生予測時間には進

展時間が含まれていると判断して良いのですか?

インコネレ60製管台でのSCCの進展速度は約2mm/年だといふ説明でしたが、それを裏付ける実験データを示して下さい。フランスでは約4mm/年と評価されているのに、なぜ、貴社ではその半分しか進展しないのですか。進展速度の予測式をパラメータとともに示して下さい。

関電回答:アレニウスの式により加速倍率は8となり、予測時間は $1.5 \times 10^4 \text{ 乗} \text{ hr} \times 8 = 1.2 \times 10^5 \text{ 乗} \text{ hr}$ となります。

進展時間は含まれていない。

最大亀裂深さ3mm長さ18mmとし、亀裂が進展して深さが10mm程度になったときの速度は約2mm/年程度となります。

Ki・・・応力拡大係数 メーカーノウハウで公表できない。

仏では約4mmと・・・

ニュークレオニクス紙によると、4mm/年は過去の実験結果をもとにしたものであると説明されている。当社の評価値との違いは管台の製造方法による材料の違いや、据え付け方法による作用応力の違いによるものと考えています。

#### (質問・資料請求の2)

HP資料における「A-1.渦流探傷検査(ECT)(b)傷の検出性」の「深さ3mm以上であれば検出できると考えています」というのは何%の確率でできるのですか。傷の長さには関係なく検出できるのですか。また、実験データに基づいて、SCCの傷の特質をどのように考慮し、肉厚の違いをどのように考慮して「深さ3mm以上であれば検出できると考え」たのですか、その根拠となったデータと考え方を説明して下さい。

HP資料には「出典:プラントメーカー資料」と記載されていますが、その資料を公開して下さい。

NRDによる蒸気発生器細管のECT検査の検出性能試験(NUREG/CR 5117)によれば、肉厚の20~30%の深さの人工傷ではじめて検出可能になります。60%の傷でも検出できない場合があります。これと同じ程度の検出性能ではないのですか?

関電回答:深さ3mm以上の亀裂であれば、ほぼ確実に検出できると考えています。根拠となるデータは、プラントメーカーのデータについてはメーカーのノウハウであり公表することは出来ません。

#### (質問・資料請求の3)

ECTでは軸方向の傷と周方向の傷のいずれに対しても同程度の検出性能だと説明されましたが、それを裏付ける実験データを示して下さい。

関電回答：実験データは公表できません。

(質問・資料請求の4)

「ECTでは傷の有無を検出できるだけで深さや長さを検出することはできない」との説明でしたが、傷が発見されたときに貴社が適用を検討しているHP資料の「B. 判定基準」では傷の深さや長さに関する正確な情報が必要です。これらをどのように得るのですか？UTで深さや長さを正確に測定できるという根拠となるデータを示して下さい。

関電回答：公表できません。

(質問・資料請求の5)

HP資料の「B. 判定基準」では、ひび割れた管台に対する動的な地震動による応答速度・応力の解析は行われておらず、ひび割れのない管台に対する地震動の構造解析の結果を静的に適用しているだけです。ひび割れによる管台の固有周期の変化とそれによる半応答速度のカタストロフィックな増大現象を考慮しなくて良いとする根拠はどこにあるのですか？

関電回答：管台は、厚さが充分ある上蓋に取り付けられていることから、仮に亀裂が発生しても、固有振動数に与える影響はほとんど無いものと考えられる。いずれにしても、今後判定基準を検討する中で地震動の影響を考慮する必要があると考えています。

(質問・資料請求の6)

SCCが3mm程度まで進展しないと検出できないとすれば、検査で3mm弱の傷を検出できないまま運転した場合に年2mm進展するとすれば、5mm程度まで検出されないまま運転されるおそれがあります。これは15.7m厚の1/1程度までひび割れが検出されないまま進展するおそれがあるということになります。蒸気発生器細管の相次ぐ漏洩事故で、検出されない傷が年間で貫通した事実が明らかにされており、管台でのこの危険性は現実的です。5mm程度まで傷が進展していても安全だという根拠はどこにあるのですか？HP資料の「b. 判定基準」のものがその根拠になるのですか？それは原発建設計画に求められる技術基準と同じですか？

関電回答：詳細については今後検討していく予定ですが、概ね管平面では、9mm程度のSCCが存在しても許容応力以下になると考えています。これは、建設計画の技術基準と同じ考え方です。

(質問・資料請求の7)

HP資料の「Q3. 旧上蓋の調査はしているのか？」における管台切り出し調査での被ばく線量を教えて下さい。また、旧上蓋周辺の放射線の線量率を教えて下さい。切り出した管台は上蓋の一番端に位置していますが、デビスベッセでは中央付近の管台がひび割れていました。温度の高い上蓋中央付近の管台を切り出して調査しなければ、保全対策の妥当性は判断できないと思われませんが、いかがですか？

関電回答：ヒバク線量について、上蓋管台底部の最大線量率は、1mSv/h程度です。デビスベッセは、管理上の問題であり、応力的に厳しい外周部の調査は妥当であると考えています。

(質問・資料請求の8)

高浜2号機の旧上蓋の切り出し調査の中で、わずかな肌荒れ(深さ約0.25mm)を「亀裂の卵」と説明されました。これが、将来応力腐食割れを起こすものであり、上蓋取り替えは、適切であったと理解して良いのですか？

関電回答：将来的に進展するおそれは否定できないことから上蓋の取り替えは保全対策であったと考えています。

(質問・資料請求の9)

高浜2号機の旧上蓋の切り出しは、本だししか調査していません。すべての管台部を切り出し、調査研究すべきであると考えますが、なぜ本だしで充分だと判断されたのですか？

関電回答：調査はINSSが研究として実施したものであり、1本で充分・不十分という議論は適切ではないと考えます。

(質問・資料請求の10)

「神戸市での1999年4月2日の説明会では、上蓋管台部の検査をしているにもかかわらず、かくしていたのか？」の質問に「当時の資料が残っていないため、事実関係を確認することが出来ませんでした。」と回答しました。そのとき神戸での説明会の記録をお渡ししました。この記録を読まれて改めてお聞きします。上蓋管台部の検査をしていながら、それを隠したのでしょうか？

関電回答：再度事実関係の確認を行いました。ご指摘の内容を確認することはできませんでした。

2月10日(月) 午後6時から

## 美浜事故から12年 - 関電交渉 -

関電本社前集合 問い合わせは 久保 (0729-39-5660) まで

2月11日(火) 休日 午後2時~4時半

- 知るシリーズ -

## 原発推進のエネルギー政策見直しをあばく

東淀川勤労者センター (JR「新大阪」駅下車 歩10分 TEL 06-6321-0001)

主催: 地球救出アクション97 稲岡

2月23日(日) 午後2時~5時

## 阪神淡路規模の大地震が起こっても 原発の維持基準は大丈夫か?

中小企業文化会館 (地下鉄谷町線「四天王寺」駅下車 歩7分)

4月27日(日) 午後1時半から

## - 繰り返さないでチェルノブイリ - チェルノブイリ原発事故1周年の集い

ドーンセンター (谷町線「天満橋」下車 歩7分)

呼びかけ: チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西

案内は <http://www4.ocn.ne.jp/wakasanf> にも掲載

### 編集後記

また、新たな年が来ました。今年もどうぞよろしくお祈いします。

1月27日、午後2時、福井の松下さんから嬉しいうれしい電話連絡がありました。

もんじゅ訴訟で、完全勝利したとの報告でした。

福井の皆さんと毎週土日に街頭で「もんじゅを二度と動かさないで下さい」の署名運動に取り組んだ時のことが思い出され、皆さんの喜びの顔が浮かび上がってきました。

プルサーマルのとん挫、新型転換炉「ふげん」の廃炉、もんじゅの運転再開の目論みの中での勝訴などの動きを考えると、プルトニウム利用計画の根本的な見直しがいやおうなく求められていることを現しています。

国への原発・核燃料サイクル政策の転換を求める闘いがますます重要となってきました。

今年も忙しい年となりそうです。みなさんの心からの応援と運動へのご参加をお願いします。

原発を止めるまで、みなさんと共にがんばっていきます。

きよ子